

○宮城県森林審議会規程

昭和二十六年九月十四日
宮城県告示第四百九十四号

宮城県森林審議会規程を次のように定める。

宮城県森林審議会規程

第一条 宮城県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の委員(以下「委員」という。)に職務遂行上の支障があり又は、委員としてふさわしくない行為があつたときは、知事は、これを解任することができる。

第三条 審議会は、会長が必要の都度招集する。

第四条 会長は、会議の議長となり議事を処理する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。
- 4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 審議会は、法第六十八条第三項の規定により関係行政庁に建議したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第六条 審議会は、必要があるとき、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

第七条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、県の一般職の職員の中から知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の指揮をうけて庶務を整理する。
- 4 書記は、上司の命をうけて庶務に従事する。

第八条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

- 2 森林保全部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の規定による許可に関すること。
 - 二 森林法第二十七条第三項の意見書に関すること。
 - 三 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項
- 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定による命令、同法第五条第一項に規定する命令、同法第七条の三第一項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第七条の五第一項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の

区域の指定及び変更、同法第七条の六第一項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第七条の九第一項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関すること。

二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

- 4 部会長は、部会を開催したときは、速やかに、当該部会における調査審議の概要について報告書を作成し、議事録を添えて会長に提出しなければならない。
- 5 第三条、第四条及び第六条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(昭六三告示五四〇・追加、平一〇告示二三〇・一部改正)

第九条 審議会は、原則として公開とする。

(平九告示三二一・追加)

第十条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(昭六三告示五四〇・追加、平九告示三二一・旧第九条繰下)

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 宮城県林政審議会規程(昭和二十五年宮城県告示第四十五号)及び宮城県地方森林会議議事規則及び宮城地方森林会実施調査手続(明治三十二年宮城県告示第三十六号)は、廃止する。

附 則(昭和六三年告示第五四〇号)

この告示は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年告示第三二一号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年告示第二三〇号)

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

宮城県森林審議会森林保護部会の概要

1 宮城県森林審議会森林保護部会の位置付け

- ・ 宮城県森林審議会は森林法第六十八条第1項に基づき設置が義務付けられており、森林保護部会については森林法施行令第七条第1項に基づき、所掌事務を分掌させるために設置している。
- ・ 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について宮城県知事の諮問に応じて答申する、また、それらの事項について、関係行政庁に建議することができる。

2 宮城県森林審議会規定で定める森林保護部会で調査審議する事項

- ① 森林病害虫等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令
- ② 同法第5条第1項に規定する命令
- ③ 同法第7条の3第1項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更
- ④ 同法第7条の5第1項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更
- ⑤ 同法第7条の6第1項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更
- ⑥ 同法第7条の9第1項に規定する地区防除指針の策定及び変更

(参考)

項目	概要	手続きの種類	当部会による調査審議	
			要	不要
森林病害虫等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令 (農林水産大臣による駆除命令)	被害最先端地域に対する農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する事業(搬出を伴う駆除、くん蒸による駆除、樹幹注入等)の対象地域を定めるもの。	区域の決定	○	
同法第5条第1項に規定する命令 (都道府県知事による駆除命令)	森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するために、区域及び期間を定め、都道府県知事が防除を命令するもの。	区域の決定	○	
宮城県防除実施基準	ヘリコプターによる薬剤散布が実施可能な森林の区域や、実施の際の留意事項等を定めたもの。	策定または変更	○	
対策対象松林 (県指定)	高度公益機能森林の区域 保安林等の公益的機能の高い松林の区域を定めたもの。	区域の変更	○	
		上記うち、松林の消失に伴う区域の解除		○
被害拡大防森林の区域	高度公益機能森林の周辺にあり樹種転換を促進する区域を定めたもの。	区域の変更	○	
		上記うち、松林の消失に伴う区域の解除		○
樹種転換促進指針	樹種転換に係る施業に関する事項や、樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たす役割等を定めたもの。	策定または変更	○	
地区防除指針	市町村が行う自主防除措置の対象となる松林の基準に関する事項や、留意事項を定めたもの。	策定または変更	○	

今回該当

審議事項に関する関係法令等（抜粋）

参考資料

（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）について

＜根拠法令＞

○ 森林病害虫等防除法第7条の5第1項

都道府県知事は、（～略～）松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

○ 森林病害虫等防除法第7条の5第2項

都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

＜根拠通知＞

○ 平成9年4月1日付け9林野造第104号 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」

2 (1) 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、森林病害虫等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。

2 (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方（抜粋）
～適合する森林の区域について指定するものとする。なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林については、適宜指定の解除を行うこととする。※1

※1 特定森林（松林）でなくなった区域の指定解除は、報告事項とされている。

（2）令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について

＜根拠法令＞

○ 森林病害虫等防除法第3条（抜粋）

1 農林水産大臣は、森林病害虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる命令をすることができる。

四 森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ぜること

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ぜることができる。

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）

第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。

〈参考〉

対策対象松林について

県は、森林病害虫等防除法第7条の5第1項の規定により、森林資源として重要な松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫防除事業を行う森林（対策対象松林）の区域を指定し、松くい虫を駆除し、又はその蔓延を防止することとなっている。

対策対象松林の定義

- 高度公益機能森林（県知事指定：審議事項）
森林法により保安林として指定された松林及び、その他の公益的機能が高い松林であって、松林以外では当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める森林。
- 被害拡大防止森林（県知事指定：審議事項）
被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく拡大すると思われる松林であって、具体的には、高度公益機能森林の周辺にあってこの森林を保全するため、樹種転換を促進しようとする森林。

〈以下参考〉

- 地区保全森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、高度公益機能森林に準じた対策を行う森林。
- 地区被害拡大防止森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林。

配置イメージ

周辺松林
被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林

その他松林

保全すべき松林

高度公益機能森林
地区保全森林
(公益的な機能が高い松林)



2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定（又は変更^{※1}）の手続き

森林病害虫等防除法及び林野庁通知^{※2}に基づき、下記のとおりとなっている。

- (1) 森林病害虫等防除連絡協議会の意見を聴いて^{※3}高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について、関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3) の答申を得た後、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を公表し関係市町村長に通知するとともに、農林水産大臣に報告するものとする。

※1 ここでいう「変更」とは対策対象松林の区域面積や位置などの変更を指し、区域の解除は該当しない（松林でなくなった森林に限る）。

※2 平成9年4月1日付け9林野造第104号「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」

※3 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条（2）において、協議事項となっている。

【宮城県森林審議会規程（抜粋）】

第八条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

- 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定による命令、同法第五条第一項に規定する命令、同法第七条の三第一項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第七条の五第一項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第七条の六第一項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第七条の九第一項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関すること。
 - 二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項